

まだある、課税強化の動き

富裕層対象、来年から新たな調書

富裕層を中心に資産課税を強化する動きはまだある。16年からは「財産債務調書」という法定調書を、毎年3月15日までに税務署に出すことが求められるようになる。もともとあった「財産債務明細書」の提出制度を、15年度の税制改正で衣替えした。対象は年間所得が2000万円超で、12月末時点で保有資産が3億円以上、または株式など有価証券の合計額が1億円以上あれば提出の対象となる。

保有資産が3億円以上という基準は、13年の相続税の申告で、亡くなった人1人あたりの平均課税価額が約2億1000万円、東京国税局管内では約2億4000万円だったことを踏まえている。将来相続が発生した際、相続税の申告漏れを防止する狙いがあるわけだ。さらに有価証券の合計

額が1億円以上という仕切りは、出国税と歩調を合わせており、「出国税がうまく機能するようにした」(財務省主税局)。

「財産債務調書」にはペナルティーも科せられているので注意したい。従来の「財産債務明細書」は、年間所得2000万円超の高所得者に財産の内訳の提出を求めていた。ただ虚偽の記載や未提出があっても罰則はなく、財務省も「甘くみられてるところがあった」と認める。

このため「財産債務調書」は、所得税などの申告漏れが発生し、同調書を提出していなかったり記載に不備があったりしたことが判明した場合、過少申告加算税を5%上乗せする内容になっている。同調書の提出対象者は9万人程度と想定されている。

税率上げや資産把握の流れ

2014年	国外財産調書開始
15年	消費税率引き上げ(5→8%)
16年	相続税と贈与税、所得税の最高税率引き上げ 相続税の基礎控除引き下げ 出国税開始 マイナンバーの利用開始 財産債務調書開始
17年	高所得層の給与所得控除引き下げ 消費税率引き上げ(8→10%)
18年	預貯金口座へのマイナンバー適用開始?

このほか15年からは相続税と贈与税の最高税率が50%から55%に引き上げられ、所得税も最高税率が40%から45%になった。16年からは会社員の給与収入から経費として差し引く給与所得控除の引き下げが順次始まる。さらに社会保障と税の共通番号(マイナンバー)を銀行の預金口座にも広げる改正法案は、日本年金機構の情報流出問題で国会の採決が先送りになったが、法改正されれば18年から始まる見通しだ。財政が逼迫し、社会保障費の拡大が止まらないつつあるといえそう。適切な税負担とは何かが改めて問われそうだ。

いなか、富裕層を中心に徵税を強化しようという意図がにじむ。

出国税や国外財産調書など国をまたいだ税逃れを防ぐ制度も並行して設けられた。だが資産が数十億円以上のごく限られた富裕層なら、コストをかけて信託や法人格を使った複雑な課税回避手法を活用することも可能だとみる専門家もいる。一方、資産が数億円規模の富裕層に対しては、一連の施策で税逃れが難しくなりつつあるといえそう。適切な税負担とは何かが改めて問われそうだ。

本多奈穂が担当した。